



鳥取県公報

平成 19 年 8 月 10 日 (金)
第 7 9 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (685) (福祉保健課) 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (686) (水産課) 2
	一般国道の区域の変更 (687) (道路企画課) 3
	県道の区域の変更 (688) (〃) 3
	一般国道の供用の開始 (689) (〃) 3
	県道の供用の開始 (690) (〃) 4
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 4
◇ 正 誤	平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県人事委員会規則第 22 号中訂正 5

告 示

鳥取県告示第 685 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人シ ョウトク福祉会	米子市榎原 1889-6	アイアイ三柳デイ サービスセンター	米子市両三柳 866-4	通所介護	平成 19 年 6 月 11 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人シ ョウトク福祉会	米子市榎原 1889-6	アイアイ三柳デイ サービスセンター	米子市両三柳 866-4	介護予防通所介 護	平成 19 年 6 月 11 日

鳥取県告示第 686 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字大谷2182-511 中村 修美 岩美郡岩美町大字網代88 川口 優	岩美加入区	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大谷2182-470 鳥取県漁業協同組合網代港支所	平成19年8月10日から同年8月24日まで
東伯郡湯梨浜町泊859 中嶋 辰雄 東伯郡湯梨浜町泊1570-66 松田 昌知	泊中部加入区	鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	東伯郡湯梨浜町泊1584 鳥取県漁業協同組合泊支所	

鳥取県告示第 687 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	鳥取市佐治町高山字屋ヅキ845-5地先から同市 佐治町加茂字堂ノ前2624地先まで	変更前	4.2~40.5	3,808.0
		変更後	6.5~38.0	3,922.0

鳥取県告示第 688 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津原穴沢線	変更前	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷 216-5地先まで	5.8~38.0	552.0
	変更後	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷 216-5地先まで	12.0~51.0	511.0
		倉吉市谷字屋敷306-1地先から同市谷字初附 204-1地先まで	5.8~9.9	315.0

鳥取県告示第 689 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
482号	鳥取市佐治町高山字屋ヅキ845-5地先から同市佐治町加茂字堂ノ前2624地先まで	平成19年8月10日

鳥取県告示第 690 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津原穴沢線	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷216-5地先まで	平成19年8月10日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第36回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成19年10月12日（金） 午前10時から
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220
 鳥取県庁本庁舎1階講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）	2時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けたもの）及び受験票（カラー写真を貼り付けたもの）を、平成19年8月14日（火）から同年9月10日（月）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以

下「信書便」という。)により提出する場合は、平成 19 年 9 月 10 日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し切手を添付すること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

正 誤

平成 19 年 3 月 30 日公布の鳥取県人事委員会規則第 22 号(地域手当に関する規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
30	左欄	下から 3	級地のが	級地が
31	左欄	1	級地のが	級地が